

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（法制文書課）	33
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業支援課）	33
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	34
○農業振興地域の指定の一部改正.....（農地調整課）	34
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	34
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	34
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	35
○道路の供用の開始.....（道路課）	35
○海岸保全区域の一部改正.....（砂防災害課）	35
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正（出納局総務課）	36
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	36
道立教育研究所告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	36
道公安委員会規則	
○北海道個人情報保護条例の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則.....	37
道警察本部告示	
○北海道個人情報保護条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程...	37
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	37

告 示
北海道告示第266号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成20年4月18日 北海道知事 高 橋 はるみ
1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

総合文書管理システム運用・保守業務 一式
2 随意契約の相手方を決定した日 平成20年3月31日
3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 富士電機システムズ株式会社 (2) 住 所 東京都品川区大崎1丁目11番2号
4 随意契約に係る契約金額 60,900,000円
5 契約の相手方を決定した手続 随意契約
6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総務部人事局法制文書課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第267号					
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。 平成20年4月18日 北海道知事 高 橋 はるみ					
中新土地改良区					
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所	
就 任	平成20.4.1	監 事	堂 前 敏 文	樺戸郡月形町1番地の12	
同	同	同	岩 中 茂 美	石狩郡当別町字中小屋2039番地3	
退 任	同 20.3.31	同	堂 前 敏 文	樺戸郡月形町1番地の12	
同	同	同	岩 中 茂 美	石狩郡当別町字中小屋2039番地3	
苫前土地改良区					
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所	
就 任	平成20.4.1	理 事	丹 羽 雅 幸	苫前郡苫前町字香川362番地	
同	同	同	太 田 伸 一	字古丹別764番地	
同	同	同	丹 羽 秀 夫	字長島1097番地	
同	同	同	清 水 澄 夫	字九重940番地	
同	同	同	村 上 邦 博	字九重998番地	

就 任	平成20. 4. 1	理 事	伊 藤 博	苫前郡苫前町字長島808番地
同	同	同	久 保 雄 二	同 字古丹別249番地の25
同	同	監 事	佐 武 豊	同 字九重668番地
同	同	同	棟 方 洋 司	同 字小川262番地
退 任	同 20. 3 31	理 事	佐 野 進	同 字九重1135番地
同	同	同	鴨 田 清 春	同 字長島1230番地
同	同	同	丹 羽 雅 幸	同 字香川362番地
同	同	同	佐 武 豊	同 字九重668番地
同	同	同	大 川 正 明	同 字三溪24番地
同	同	同	大 西 豊 一	同 字長島152番地
同	同	同	村 上 重 美	同 字古丹別761番地の2
同	同	同	今 雄 司	同 字岩見191番地
同	同	同	水 野 勝 利	同 字東川232番地
同	同	監 事	村 上 豊 幸	同 字九重994番地
同	同	同	平 野 忠	同 字長島866番地

北海道告示第268号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年4月4日、沼田町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年4月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第269号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政庁農業経営局農地調整課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成20年4月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 昭和45年北海道告示703号の一部を次のように改正する。

帯広地域の事項中「平成17年北海道告示第244号」を「平成20年北海道告示第217号」に改め、音更地域の事項中「平成18年北海道告示第311号」を「平成20年北海道告示第217号」に改める。

2 昭和46年北海道告示第2814号の一部を次のように改正する。

千歳地域の事項中「平成14年北海道告示第504号」を「平成20年北海道告示第217号」に改め、北斗地域の事項中「平成18年北海道告示第865号」を「平成20年北海道告示第217

号」に改める。

北海道告示第270号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成20年4月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 空知郡南富良野町字幾寅1386（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 干害の防備

3 指 定 施 業 要 件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第271号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年4月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1（1）解除予定保安林の所在場所 天塩郡遠別町・標津郡中標津町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）

（2）保安林として指定された目的 水源のかん養

（3）解 除 の 理 由 道路用地とするため

2（1）解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町・標津郡中標津町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）

（2）保安林として指定された目的 風害の防備

（3）解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第272号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年4月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 名寄市・上川郡上川町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 名寄市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課並びに名寄市役所及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年4月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道道 旭川多度志線 旭川市江丹別町嵐山250番3地先から深川市多度志町字湯内国有林空知森林管理署北空知支署事業区535林班け小班地先まで

平成20.4.22 午前11時

北海道告示第274号

昭和36年北海道告示1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年4月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 9日高胆振沿岸海岸保全区域の表日高胆振沿岸の⁽¹¹⁾登別海岸の登別市の項海岸保全区域の欄の1の事項を次のように改める。
- 1 登別地区海岸の次の基点①点から基点⑩点までを順次に結ぶ線、基点①点と基点㉑点とを結ぶ線、基点㉑点から基点㉒点までを順次に結ぶ線、基点⑩点と基点㉒点とを結ぶ線に囲まれた区域、及び基点⑪点から基点㉓点までを順次に結ぶ線、基点⑪点と基点㉓点とを結ぶ線、基点㉓点と基点㉔点とを結ぶ線、基点㉔点と基点㉕点とを結ぶ線、基点㉕点と基点㉖点とを結ぶ線に囲まれた区域
- 基点① 座標値 X = - 181 614 249 Y = - 98 559 350の点
- 基点② 基点①点から方向角35度29分18秒の方向47.061メートルの地点
- 基点③ 基点②点から方向角34度27分28秒の方向56.310メートルの地点
- 基点④ 基点③点から方向角306度06分02秒の方向73.951メートルの地点
- 基点⑤ 基点④点から方向角36度39分12秒の方向15.344メートルの地点
- 基点⑥ 基点⑤点から方向角36度31分36秒の方向72.799メートルの地点
- 基点⑦ 基点⑥点から方向角36度35分30秒の方向100.001メートルの地点
- 基点⑧ 基点⑦点から方向角36度25分05秒の方向125.002メートルの地点
- 基点⑨ 基点⑧点から方向角36度24分25秒の方向107.006メートルの地点
- 基点⑩ 基点⑨点から方向角36度18分52秒の方向85.781メートルの地点
- 基点⑪ 基点⑩点から方向角36度20分41秒の方向79.879メートルの地点
- 基点⑫ 基点⑪点から方向角36度32分47秒の方向62.337メートルの地点
- 基点⑬ 基点⑫点から方向角36度24分25秒の方向99.241メートルの地点
- 基点⑭ 基点⑬点から方向角36度13分55秒の方向22.637メートルの地点
- 基点⑮ 基点⑭点から方向角36度22分55秒の方向2.144.714メートルの地点
- 基点⑯ 基点⑮点から方向角127度53分58秒の方向119.327メートルの地点
- 基点㉑ 基点①点から方向角126度59分59秒の方向208.500メートルの地点
- 基点㉒ 基点㉑点から方向角36度06分47秒の方向842.067メートルの地点
- 基点㉓ 基点㉒点から方向角37度31分47秒の方向2.145.080メートルの地点

基点⑰ 座標値 X = - 179 ,134 .785 Y = - 96 ,721 .649の点
基点⑱ 基点⑰点から方向角309度09分33秒の方向84 .834メートルの地点
基点⑲ 基点⑱点から方向角36度24分43秒の方向543 .003メートルの地点
基点⑳ 基点⑲点から方向角38度09分19秒の方向36 .614メートルの地点
基点㉑ 基点㉑点から方向角39度14分22秒の方向232 .987メートルの地点
基点㉒ 基点㉒点から方向角42度32分06秒の方向337 .773メートルの地点
基点㉓ 基点㉓点から方向角43度37分56秒の方向714 .181メートルの地点
基点㉔ 基点㉔点から方向角44度17分33秒の方向45 .350メートルの地点
基点㉕ 基点㉕点から方向角46度32分31秒の方向111 .395メートルの地点
基点㉖ 基点㉖点から方向角43度36分29秒の方向797 .659メートルの地点
基点㉗ 基点㉗点から方向角133度25分39秒の方向1 .804メートルの地点
基点㉘ 基点㉘点から方向角45度19分07秒の方向131 .020メートルの地点
基点㉙ 基点㉙点から方向角45度40分02秒の方向123 .205メートルの地点
基点㉚ 基点㉚点から方向角132度56分33秒の方向96 .252メートルの地点
基点㉛ 基点㉛点から方向角119度57分04秒の方向234 .998メートルの地点
基点㉜ 基点㉜点から方向角41度47分19秒の方向2 .961 .758メートルの地点

北海道告示第275号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年4月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項株式会社睦三屋商店の事項の次に次の事項を加える。

株式会社セイコーマート 平成20 . 4 . 9 セイコーマート北海道庁店
セイコーマート十勝支庁店

支 庁 告 示**北海道胆振支庁告示第55号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年4月18日

北海道胆振支庁長 大 杉 定 通

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称

デジタル複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含

む。）1台1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(2) 調達台数及び調達予定枚数

1台及び1か月当たり21,600枚

2 落札を決定した日

平成20年3月6日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社近藤商会室蘭支店

(2) 住 所 室蘭市常盤町6番17号

4 落札金額

基本料金 19,000円

複写料金 1枚から10,000枚まで 1枚当たり 4.30円

10,001枚から20,000枚まで 1枚当たり 4.00円

20,001枚以上 1枚当たり 3.70円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の告示

平成20年1月22日付け北海道胆振支庁告示第10号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道胆振保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課

(2) 所在地 室蘭市幸町9番11号

道 立 教 育 研 究 所 告 示**北海道立教育研究所告示第14号**

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成20年4月18日

北海道立教育研究所長 西 村 守

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

電子計算機の賃貸借 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 日本電子計算機株式会社

(2) 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

4 随意契約に係る契約金額

73 ,732 ,176円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 氏 名 北海道立教育研究所 (2) 住 所 江別市文京台東町42番地	附 則 この規程は、平成20年4月18日から施行する。 北海道警察本部告示第108号 次のとおり一般競争入札による落札者の相手方を決定した。 平成20年4月18日 北海道警察本部長 高 橋 清 孝 1(1) 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 <table><tr><td>自動車ガソリン</td><td>J I S 1号</td><td>72 ,000 ℓ</td></tr><tr><td>自動車ガソリン</td><td>J I S 2号</td><td>1 ,092 ,000 ℓ</td></tr><tr><td>軽油</td><td>J I S 1号、2号及び3号</td><td>148 ,000 ℓ</td></tr><tr><td>ガソリンエンジン用オイル</td><td>S L 級マルチグレードタイプ</td><td>3 ,300 ℓ</td></tr><tr><td>ディーゼルエンジン用オイル</td><td>C F 級マルチグレードタイプ</td><td>1 ,300 ℓ</td></tr></table> (2) 落札を決定した日 平成20年3月14日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 北日本石油 株式会社 イ 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28 - 5 (4) 落札金額 <table><tr><td>自動車ガソリン</td><td>J I S 1号</td><td>1 ℓ 当たり</td><td>159円</td></tr><tr><td>自動車ガソリン</td><td>J I S 2号</td><td>1 ℓ 当たり</td><td>147円</td></tr><tr><td>軽油</td><td>J I S 1号、2号及び3号</td><td>1 ℓ 当たり</td><td>127円</td></tr><tr><td>ガソリンエンジン用オイル</td><td>S L 級マルチグレードタイプ</td><td>1 ℓ 当たり</td><td>1 ,300円</td></tr><tr><td>ディーゼルエンジン用オイル</td><td>C F 級マルチグレードタイプ</td><td>1 ℓ 当たり</td><td>1 ,000円</td></tr></table> (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成20年2月1日付け北海道警察本部告示第17号 2(1) 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 <table><tr><td>航空タービン燃料油</td><td>J I S 1号</td><td>426 ,000 ℓ</td></tr></table> (2) 落札を決定した日 平成20年3月17日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 出光アヴィエーション 株式会社 イ 住 所 東京都千代田区丸の内3 - 1 - 1	自動車ガソリン	J I S 1号	72 ,000 ℓ	自動車ガソリン	J I S 2号	1 ,092 ,000 ℓ	軽油	J I S 1号、2号及び3号	148 ,000 ℓ	ガソリンエンジン用オイル	S L 級マルチグレードタイプ	3 ,300 ℓ	ディーゼルエンジン用オイル	C F 級マルチグレードタイプ	1 ,300 ℓ	自動車ガソリン	J I S 1号	1 ℓ 当たり	159円	自動車ガソリン	J I S 2号	1 ℓ 当たり	147円	軽油	J I S 1号、2号及び3号	1 ℓ 当たり	127円	ガソリンエンジン用オイル	S L 級マルチグレードタイプ	1 ℓ 当たり	1 ,300円	ディーゼルエンジン用オイル	C F 級マルチグレードタイプ	1 ℓ 当たり	1 ,000円	航空タービン燃料油	J I S 1号	426 ,000 ℓ
自動車ガソリン	J I S 1号	72 ,000 ℓ																																					
自動車ガソリン	J I S 2号	1 ,092 ,000 ℓ																																					
軽油	J I S 1号、2号及び3号	148 ,000 ℓ																																					
ガソリンエンジン用オイル	S L 級マルチグレードタイプ	3 ,300 ℓ																																					
ディーゼルエンジン用オイル	C F 級マルチグレードタイプ	1 ,300 ℓ																																					
自動車ガソリン	J I S 1号	1 ℓ 当たり	159円																																				
自動車ガソリン	J I S 2号	1 ℓ 当たり	147円																																				
軽油	J I S 1号、2号及び3号	1 ℓ 当たり	127円																																				
ガソリンエンジン用オイル	S L 級マルチグレードタイプ	1 ℓ 当たり	1 ,300円																																				
ディーゼルエンジン用オイル	C F 級マルチグレードタイプ	1 ℓ 当たり	1 ,000円																																				
航空タービン燃料油	J I S 1号	426 ,000 ℓ																																					
道 公 安 委 員 会 規 則																																							
北海道個人情報保護条例の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成20年4月18日 北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子 北海道公安委員会規則第4号 北海道個人情報保護条例の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則 北海道個人情報保護条例の施行に関する公安委員会規則（平成18年北海道公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。 別記第3号様式中「第19条第2項の」を「第19条の」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。																																							
道 警 察 本 部 告 示																																							
北海道警察本部告示第107号 北海道個人情報保護条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成20年4月18日 北海道警察本部長 高 橋 清 孝 北海道個人情報保護条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程 北海道個人情報保護条例の施行に関する北海道警察本部規程（平成18年北海道警察本部告示第54号）の一部を次のように改正する。 別記第3号様式中「第19条第2項の」を「第19条の」に改める。																																							

- (4) 落札金額
航空タービン燃料油 J I S 1 号 1 ℓ 当たり 89.9円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成20年2月5日付け北海道警察本部告示第20号
- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目